関係機関向け

児童虐待対応マニュアル



尾張旭市

こども子育て部　こども家庭センター

令和８年１０月

１　はじめに

児童虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものです。その発生を予防するとともに、早期発見と早期支援、再発予防のためには、こどもとその家庭に関わるすべての機関や関係者が協働して対応することが必要です。

このマニュアルは、**学校及び保育園をはじめとした関係機関や地域の中で、「虐待かもしれない」と感じる場面に直面したときに市や児童相談所と連携し、こどもを守るための対応手順を明確化**することで、関係機関との連携を強化し、地域における児童虐待防止機能を高めることを目的としています。

なお、児童虐待に関する基本的事項や対応事例等の詳細については、「こども虐待対応の手引き（こども家庭庁）」や「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）」などの資料を参照してください。

２　児童虐待とは

⑴　児童虐待の４つの類型

①　身体的虐待

身体に外傷を負わせる又は生命に危険を及ぼすようなこと

例：首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、戸外に締め出す　など



②　性的虐待

こどもにわいせつな行為をする又はさせること

例：身体（プライベートゾーン）に触る・見せる、ポルノグラフィの被写体にする　など

③　ネグレクト

こどもの心身の健やかな発達を損なうなどの不適切な養育、監護の怠慢、こどもの安全に対する重大な不注意や無関心。あるいは保護者以外の同居人の虐待行為を放置すること

例：病気になっても医師に診せない、乳幼児を残したまま外出する、こどもの意に反して登校させない、食事を与えない、汚れた衣類を着続けさせる、極端に不潔な環境で生活させる　など



④　心理的虐待

言葉による脅し､拒否的態度や目の前でドメスティックバイオレンスが行われることなどによりこどもの心を傷つけること

例：無視する、心を傷つけることを言う、きょうだいと差別的な扱い、こどもの面前での暴力　など



⑵　虐待が及ぼすこどもへの影響



こどもは、保護者との関わりの中から、基本的な生活行動、他者との信頼関係や自分の価値を認め大切にすることなど、人間として生きるために最も大切な基本を学びます。そのように重要な役割を持つ家庭や、その他のこどもを取り巻く環境下において発生する児童虐待は、こどもに様々な影響をもたらします。

身体的影響	知的発達面への影響	心理的影響
・身体的な暴力による外傷・骨折、脳への障がいなどで後遺症を残し、極端な場合には死に至ることも	・安心できない環境での生活により、落ち着いて学習できない ・養育環境が整わないことで、もともとの能力に比べて知的な発達が十分に得られない	・虐待体験による情緒不安、抑うつ状態 ・安定した愛着関係を経験できないことによる対人関係障がい（極度な緊張、攻撃性、ひきこもり、自尊心の低下）

3　児童虐待の早期発見・通告の義務

こどもとの日頃の関わりの中で感じる異変や違和感を見逃さずに、虐待を早期に発見することが必要です。また、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合には、速やかに市や児童相談所等に通告しなければならないとされています。

児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の早期発見等）

第五条　学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、**児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。**

（児童虐待に係る通告）

第六条　**児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに**、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して**市町村**、都道府県の設置する福祉事務所若しくは**児童相談所に通告しなければならない。**

⑴　早期発見のポイント



虐待を早期に発見する観点として、**虐待はどこにでも起こり得る**という認識に立ち、こどもや保護者の状況から「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。

また、学校や保育園では、**管理職だけでなく、クラスでこどもと接する担任の先生にも、日常的な見守りによる早期発見の重要性や虐待発見時の緊急対応の手順を共有**するようにしてください。

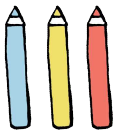
なお、虐待の疑いのある事案を見聞きした場合は、ひとりで抱え込まず、**直ちに所属内で相談・報告し、組織的な対応につなげていく**ことが重要です。**管理職の不在などで対応に迷われる場合は、市こども家庭センターにご連絡ください。**

【早期発見のためのチェックリスト】

こども	☑ 表情が乏しい　☑ 触られること・近づかれることをひどく嫌がる ☑ 乱暴な言葉遣い　☑ 極端に無口　☑ 大人への反抗的な態度 ☑ 顔色を窺う態度　☑ 落ち着かない態度　☑ 教室からの立ち歩き ☑ 家に帰りたがらない　☑ 性的に逸脱した言動　☑ 集中困難な様子 ☑ 持続的な疲労感・無気力　☑ 異常な食行動、衣服が汚れている ☑ 過度なスキンシップを求める　など
保護者	☑ 感情や態度が変化しやすい　☑ イライラしている　☑ 余裕がないように見える ☑ 表情が硬い　☑ 話しかけても乗ってこない ☑ こどもへの距離感が不自然　☑ 人前でこどもを厳しく叱る・叩く ☑ 連絡が取りにくい　☑ 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い ☑ 行事に参加しない　☑ 家庭の様子が把握しづらい　など
状況	☑ 説明できない不自然な怪我　☑ 体育や身体計測のときによく欠席する ☑ 低身長や低体重、体重減少　☑ 親子でいるときに親を窺う態度 ☑ 親がいなくなると急に表情が晴れやかになる ☑ こどもが具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない ☑ その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い　など

⑵　通告の判断のポイント

日頃からこどもと関わる各機関では、「どこからが虐待か」「保護者との関係性が心配」という思いから通告をためらう場面もあるかと思います。こどもの安全を最優先とし、早期対応を図る観点から**「通告」は、こどもに関する「相談」、気になる家庭についての「連絡」**と考え、行動することが必要です。



① 確証がなくても通告する（虐待の証明は不用。誤りであったとしても責任は問われない）
② 虐待の有無を判断するのは市や児童相談所等の専門機関である
③ 保護者との関係よりもこどもの安全を優先する
④ 通告は守秘義務違反に当たらない

⑶　通告先

児童虐待の疑いにより通告を行う場合は、**市こども家庭センター又は児童相談所**のいずれかに連絡します。通告の判断に迷う場合や緊急性の低い場合は、市こども家庭センターに連絡してください。

次のような重篤なケースは、**こどもの保護を視野に入れた対応が必要**なため、所属機関だけで解決しようとせず、必ず市こども家庭センター又は児童相談所に通告するようにしてください。

こどもの保護を検討するケース

① 明らかな外傷（あざ、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
② 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
③ 性的虐待が疑われる場合
④ こどもに帰りたくないという意思表示がある（こども自身が保護・救済を求めている場合）

⑷ 通告方法



通告する際は、まずは電話で、次の情報を伝えるようにしてください。

① こども・保護者の氏名、年齢等
② 家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報）
③ 外傷の症状、本人の説明（誰から、いつから、頻度、どのような）
④ 出席状況（欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など）
⑤ 日常的な様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など）
⑥ 特記事項（障がいの有無（種類・程度・診断名等）、転校歴、これまでの支援状況等）

・尾張旭市こども家庭センター　0561-53-6101　（平日9:00～16:00）
市役所代表電話（夜間・休日の連絡先）　0561-53-2111　（上記時間以外）
・児童相談所（愛知県中央児童・障害者相談センター）　052-961-7250　（平日8:45～17:30）
・児童相談所全国共通ダイヤル※　189（いちはやく）（24時間対応）
※発信元の地域を所管する児童相談所へつながります。

⑸ 通告に関する留意点

① 「疑い」段階での速やかな連絡



児童相談所による保護を行う場合には、情報の整理と事実確認、こどもとの面接、保護施設の調整などの一連の手続を、**こどもが在校、在園している時間内に行う必要があります。**そのため、**対応方法に迷いや疑義がある場合でも、第一報として市こども家庭センターに相談する**など、早期対応をお願いします。

② 外傷の写真撮影

虐待による外傷があり、写真撮影による記録が可能な場合は以下の点に留意してください。

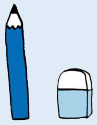
〇痣や腫れは、時間経過で変化するため、発見時の状態を速やかに撮影する
〇まずは顔が写った全身写真。次に外傷の部位が分かる写真を撮影する
〇さらに外傷の状態が分かるよう近接して撮影する（大きさが分かりづらい場合は定規などを活用）
〇影ができないよう明るい場所で撮影する
〇ピントのボケや手ブレがないようにする
〇写真データは、個人情報となるため各機関で適切に取り扱う

⑹　虐待対応の流れ

発生予防

・相談対応、相談窓口の周知

・児童虐待未然防止の啓発、研修の実施　など



早期発見

・日常の観察による状況の把握

・教育相談、アンケート　など



直ちに管理職へ報告・相談

組織での検討、早期対応

・情報収集、情報共有、対応検討

・通告の必要性を検討



児童相談所

052-961-7250

189（いちはやく）

or

市こども家庭センター

0561-53-6101



ケースに応じて連携対応

児童相談所や市の役割

・安全確認、情報収集、調査

・必要に応じて一時保護

・調査継続

・援助方針の決定

・必要に応じて施設入所　など



発見後

早急に通告

※児童相談所や市は通告を受けてから、**こどもの帰宅まで**に、情報の整理、こどもとの面接、保護施設の調整などを行う必要があります。

４　こどもや保護者からの聞き取り



虐待の疑いがあり、こどもや保護者から聞き取りを行う場合は、**その実施方法等を組織内で検討**し、下記のポイントを意識しながら聞き取りを行うようにしてください。また、対応方法に迷う場合など、必要に応じて市こども家庭センターに相談してください。

⑴　こどもへの聞き取りは最小限に

繰り返しの聞き取りによる心理的負担や記憶の変化を防ぐため、「誰が・誰に」「いつ」「何をした」といった基本的な内容を確認し、こどもが話す以上のことを無理に深堀りしないようにしましょう。

⑵　オープンクエスチョン形式

こどもに外傷の原因や状況を聞く際は、**「どんなふうにけがをしたの？」などと、オープンクエスチョン形式**で尋ねることが適切です。「お父さんに叩かれたの？」というような「はい」「いいえ」で応えられるような質問は誘導となる場合もあり、控えたほうが良いでしょう。

⑶　こどもの言葉だけで判断しない

こどもは、自分が置かれている家庭環境や本人の社会的な経験の少なさなどから、**客観的な事実を正しく伝えることができない場合もあります。**下記のような場合も想定し、事実が何かを意識しながら判断するようにしてください。

①　自分の置かれている状況を客観視できず「虐待されている」と認識していない
②　心身の安全・安心が確保されておらず危険性がある状況では「虐待されている」と言い出せない
③　どんなに辛くても自分から保護者を悪く言うことができない
④　保護者から見捨てられる不安を持っている

⑷　保護者への聞き取り

外傷の原因が不明確な場合に保護者に確認する場合は**「お子さんは〇〇〇と言っていました」などと保護者に伝えることは避けてください。**そして、虐待の疑いに気付いても、**保護者を責めるような発言は避けてください。**保護者自身も子育ての悩み等で追い詰められていたり、苦しんでいたりすることがあり、責めるような発言によって、こどもにさらなる危害が加えられる恐れもあるからです。

外傷の原因について、保護者の説明が実態と矛盾する、二転三転する、こどもの説明と異なるなどの場合は、虐待が疑われるため通告することが必要です。



５　こどもの安心・安全を支えるために

こどもの小さな変化に最も早く気づけるのは、日頃からこどもに寄り添い、関わりを持つ皆さんです。「気のせいかもしれない」と感じる場面でも、その気づきがこどもを守る大切な第一歩となります。

虐待対応は、一つの機関だけで解決することはできません。それぞれの立場や専門性を活かし、関係機関が情報を共有し連携して支えることで、こどもと家庭への支援はより確かなものとなります。

日々の支援や対応の一助として、本マニュアルをご活用いただければ幸いです。こどもたちが安心して成長できる地域づくりに向け、引き続きご協力をお願いします。



関係機関向け
児童虐待対応マニュアル
令和８年１０月発行

尾張旭市　こども家庭センター
〒488-0074　尾張旭市新居町明才切 57　保健福祉センター3 階
TEL.0561-53-6101 / Email：kodomokatei@city.owariasahi.lg.jp